

(目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が国立大学法人東京農工大学工学部小金井キャンパス内に設置する東京農工大学連携型起業家育成施設である農工大・多摩小金井ベンチャーポート（以下「施設」という。）に入居し、新しい分野や新しい事業への進出を目指す者に対し、農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、施設への入居の促進と、起業や新たな事業展開の支援を図り、もって地域経済の活性化と雇用創出に資することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付の申請時において、施設に入居している個人又は法人のうち、施設を退去した日又は入居後5年が経過して補助金の交付が終了した日のいずれかの翌日から起算して引き続き市内に3年以上事務所、事業所又は生産拠点（以下「事務所等」という。）を有して事業を行おうとするもので、次の各号のいずれかの要件に該当し、かつ、市税を完納しているものとする。

- (1) 現に事業を行っている者又は施設入居期間中に事業化に係る法人を設立する計画のある者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、入居者が支払った居室の賃料とする。ただし、敷金、消費税、光熱水費及びこれに類する経費を除く。

(補助金の交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、入居開始の日から起算して5年を限度とする。

(補助金の交付の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する交付対象期間において、入居した居室の床面積の合計に月額1平方メートル当たり1,500円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付対象者に対して交付する。

- 2 月の途中で施設への入居又は退去を行う場合は、当該月の補助金の額は、日割計算によるものとする。
- 3 前2項の規定により計算した補助金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、入居又は継続期間開始後1か月以内に農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請には、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 施設の入居契約書の写し
- (2) 事業計画書
- (3) 農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金交付申請における確約書
- (4) 農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金交付申請に係る承諾書
- (5) 市税の納税証明書(発行の日から1月以内のものに限る。)
- (6) 法人にあつては、次に掲げるもの
 - ア 登記事項証明書(発行の日から3月以内のものに限る。)の写し
 - イ 直近の決算書
 - ウ 事務所等の所在地を証するもの。ただし、申請時に事務所等が小金井市内に所在しない法人においては、その設置計画の分かるもの
- (7) 個人にあつては、次に掲げるもの
 - ア 住民票(発行の日から1月以内のものに限る。)
 - イ 退去後の事務所等の設置計画の分かるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、次に掲げる条件を付して補助金の交付の決定をし、農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

- (1) 補助金の適正な執行を図るため市が調査を必要とする場合、帳簿又はその他の資料を提示し、又は内容を報告すること。
- (2) 補助金の執行に関する関係書類等を、当該申請年度の翌年度の初めから起算して5年間保管すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

2 市長は、当該申請の内容を不相当と認めたときは、農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居

者賃料補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

（補助金の交付）

第10条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、次項各号に掲げる期の末日後、速やかに農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき補助金の交付を行うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の回数は、次に掲げる区分により、年4回行うものとする。

- （1） 1期（4月分から6月分まで）
- （2） 2期（7月分から9月分まで）
- （3） 3期（10月分から12月分まで）
- （4） 4期（翌年の1月分から3月分まで）

3 第1項の規定による請求には、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1） 賃料の支払いを確認できる書類又は領収書の写し
- （2） その他市長が必要と認める書類

（設置計画等の変更届）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者が、第6条第2項各号に規定する書類について変更がある場合には、速やかに農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助事業設置計画等変更届（様式第5号）に変更後の同項各号に規定する書類を添付して市長に届け出なければならない。

（実績の報告）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象年度の末日後、速やかに農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金実績報告書（様式第6号）に事業成果報告書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかを調査するものとする。

2 市長は、前項の補助事業の成果が適合していると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定により取消しをした場合は、農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて、農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金返還通知書（様式第9号）により、返還を命じなければならない。

（実施結果の状況報告）

第16条 補助金を交付した対象者は、施設を退去した日の属する、又は入居後5年が経過して補助金の交付が終了した市の会計年度の翌年度の初めから起算して3年間、農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金に係る実施結果状況報告書（様式第10号）に登記簿謄本又は登記事項全部証明書の写し（発行の日から3月以内のものに限る。）及び事務所、事業所又は生産拠点の所在地のわかるものを添付し、市の毎会計年度終了後、市長に提出しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号）によるものとし、なお、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年1月24日から施行する。